

巻 頭 言

「いのちの尊厳のために」を実現するために

コミュニティ福祉学会運営委員長
コミュニティ福祉学部長

木下 武徳

2024年7月3日、旧優生保護法国賠訴訟の最高裁判所大法廷判決が出され、被害を受けた原告に対して国に損害賠償の支払いを命じました。これは非常に画期的な判決として大きく注目されましたが、逆にいえば、このような当然の判決が画期的だと思われる社会にあるのだということを感じさせられました。コミュニティ福祉学部は「いのちの尊厳のために」を学部理念として掲げてきました。そこで、この学部理念と合わせて旧優生保護法の問題について改めて考えてみたいと思いました。

いま私はろう者の団体である全日本ろうあ連盟（以下「連盟」とする）の「優生保護法対策チーム」に参加しています。2018年に宮城県仙台市で初めて被害者が旧優生保護法について国家賠償責任を求めて提訴しましたが、それに続いて兵庫県でろう者夫婦が提訴しました。それを受けてこのチームが設置されました。対策チームは優生保護法に関する①裁判及び被害者支援、②旧優生保護法救済法案対策、③研究調査、④学習会、啓発活動などに取り組んできました。そのなかで、優生保護法のもたらした「人権侵害」について具体的に見聞きしてきました。人権侵害というとわかりにくいですが、暴行、傷害、脅迫、強要、詐欺等にあたるように思います。

1948年に成立した優生保護法は「優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止する」ことを目的に障害者に不妊手術をさせました。実際には、遺伝や本人の同意にかかわらず、だましたり、薬を使ったり、拘束してでも手術をさせてもよいと、国から通知がなされました。こうした法律が基本的人権を謳った日本国憲法が制定された直後に成立していたことに驚かざるをえません。

優生保護法が母体保護法に改正され、優生手術の規定が削除される1996年までに、およそ2万5千件の手術が行われました。盲腸の手術をするからと不妊手術をさせられた人がいたり、親から不妊手術をしないと結婚を認めないと言われやむなく同意した人など、本人の意に反して手術が行われていました。また、ずっと手術の痛みが続いた人、子どもができないと離婚をされた人など、手術の後も苦しみを抱えていた人もいました。しかし、法改正後も国は法律に則って実施したもので、「適法」だとして謝罪もせず、補償もしませんでした。

2018年に提訴されてはじめて国も動きだし、2019年に一時金支給法を成立させ、一人あたり320万円を支給することにしました。しかし、他の分野の補償額と比べてもかなり金額も低く、この2019年から2024年7月までに支給が認定された件数は1,129件で、非常に少ないものでした。この理由としては、①不妊手術を受けさせられたことを家族や知り合いに知られたくないと隠していること、②だましてもよいとされたので手術を受けたことを知らされていないこと、③被害者に高齢者が多いためすでに亡くなってしまっていることなどが考えられます。

裁判では、国は不法行為から20年が過ぎると賠償を求める権利がなくなる「除斥期間」を理由に損害賠償を支払わないとしてきました。2024年5月29日に最高裁判所で最終弁論があり、私も傍聴したのですが、国の弁論は除斥期間の法律の説明だけでした。除斥期間を訴えるにしても、被害者への謝罪、被害者の苦しみや思いやりにあたる言葉が一言ぐらいあってもと思ったのですが、全くそのような言葉はありませんでした。謝りもしない、悪いことはしていない、「適法」だという国の態度そのものが、手術がなされて何十年もたっても被害者をさらに苦しめていました。

2024年7月3日に最高裁は、「国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」として国に賠償を命じる判決をしました。「除斥期間」については、「この裁判で、請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し容認できない」として、認めませんでした。その後、7月17日に国の代表として総理大臣等が原告にやっとのことで謝罪し、損害賠償を支払うために法的整備をすることが約束されました。国の謝罪がなされたことで、親に無理やり手術を受けさせられたと思っていたが、それは国や自治体が推し進めていたからなのだと、親のことを少しは許せるようになったという話を聞きました。

ただ、2016年に神奈川県相模原市の「津久井やまゆり園」で障害者19人の命が奪われた事件、2022年に明らかになった北海道江差町で結婚を望む入所者に対し不妊手術を受けることを20年以上求めていた問題など、優生思想は根深い問題です。

いま連盟の優生保護法対策チームでは、優生保護法をしながら裁判が提訴されるまでこの問題に向き合ってこられなかったことについて反省をしなければならないと考えています。しかし、それは連盟にとどまらず、社会福祉業界でも、立教大学コミュニティ福祉学部でも、また、広く社会全体でも考えていかなければならないことだと思いました。そうすることで「いのちの尊厳のために」が本当に意味あるものになるのだと思います。まなびあいでも、「いのちの尊厳のために」を実現する気持ちと取り組みをしていかなければならないと思いました。